

恵那市監査公示第6号

平成30年財政援助団体等監査結果の公表について

地方自治法第199条第7項の規定により、平成30年（平成29年度分）財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定に基づきその結果を次のとおり公表する。

平成30年11月22日

恵那市監査委員 水野 泰正

恵那市監査委員 千藤 安雄

記

1 監査の対象

市が出資している一般財団法人恵那市施設管理公社（出資額5,000千円・出資比率100%）の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に係る財務に関する事務処理の状況及び事業の執行状況等

2 監査の実施日時

平成30年11月13日（火） 午前11時35分～午後0時15分

3 監査の場所 恵那市役所 3階 監査委員事務局

4 出席者 理事長、事務職員、監査委員、事務局

5. 監査の方法

一般財団法人 恵那市施設管理公社に係る出納その他の事務の執行について、提出された資料及び提出を求めた出納関係帳票その他関係書類に基づいて、帳簿等と突合するとともに、監査に出席した関係職員から説明を聴取するなどの方法により監査を実施した。

6. 監査の結果及び意見

財団法人恵那市施設管理公社会計の歳入歳出及び関係書類の監査にあたって、財務に関する事務の執行が適正に処理されているか、計数は正確であるか等、提出された関係諸帳簿の照査ならびに関係者及び関係職員から説明を聴取するなど、通常実施すべき監査手続きにより実施した結果、計数は正確であり、予算の執行及び事務処理並びに事業執行の状況は、概ね適正であると認められた。なお、改善すべき

事項は、その都度口頭により指導した。

給与システム保守料委託契約において、請負業者との保守契約書が作成されておらず、保守料が保守契約期間前に支払いがなされていたので、今後は、双方において契約書を交わすとともに、契約後に保守料を支払うようにすること。

施設管理公社の運営について、他の市町では、現在、恵那市施設管理公社で行っている事業を、民間業者に移行しているところが増えており、施設管理公社を用いて運営しているところが少なくなっている現状から見て、費用対効果の観点から、指定管理制度の導入や民間への委譲など、今後の施設管理公社のあり方を検討されたい。